議事要旨(2) 関連当事者開示検討専門委員会における検討状況について

新井専門研究員より、資料「審議事項(2) 4 専門委員会での検討状況」に基づき、IASBへの照会に対する回答についての説明、「審議事項(2) 2 当面のスケジュール案」に基づき、検討のスケジュールの説明がなされた。そして、現在検討中の公開草案のポイントについては、「審議事項(2) 4」とスタッフワーキングペーパーとして提示された会計基準(案)を用いて、現行の証券取引法関係規則よりも開示の充実を検討している点(連結子会社と関連当事者との取引の開示、関連当事者に従業員退職年金基金を追加、貸倒懸念債権等に係る開示、重要な共同支配企業及び関連会社の財務情報の開示等)、逆に簡素化を検討している点(適用指針で検討予定の重要性の判断規準等)、及び現在の検討の方向性と国際会計基準との違い(関連当事者の範囲:主要株主と親族の範囲、第三者経由取引の規定の有無、開示対象外の規定の仕方、注記情報としての役員報酬の開示の要否等)について説明が行われた。

上記の説明に対して、委員より、主に以下の意見があった。

- ・ 連結子会社と関連当事者との取引への拡大に実務上対応できるのか。重要性の判断規 準がポイントになる。
- ・ 退職給付制度は従業員のためのものであり、関連当事者に該当するのか。どういうも のが開示対象となるかよく検討すべきである。また、用語も検討すべきである。
- 関連当事者開示で不良債権の開示を求める必要があるのか。
- ・ 米国における関連会社の財務情報の開示では、重要性の判断規準のバーが非常に高い もの、実務上開示するケースは少ないと思われる。この点も考慮して検討するべきで ある。
- ・ IASB からの回答において、連結会社以外の関連当事者同士の取引の開示については アジェンダを検討中とされているが、IASB では IAS24 号の改正を検討しているとい うことか。

(山田 IASB 理事から、IAS24 号を改正することを IASB として正式に決定していないが、スタッフ段階で検討中である旨の説明がされた。)

- ・ 「一般的取引条件」で行われている旨の開示を行う場合の取扱いも会計基準の中で検 討して欲しい。
- ・ 外見上、第三者との取引であっても実質的な相手先が関連当事者である場合は実質的 相手先を開示する規定をおく場合、取扱いを明確にする必要がある。
- ・ 開示項目の内容についても海外の基準を参考する必要があるのではないか。

これらの意見を踏まえて、引き続き専門委員会で検討することとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。